

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護に関する法律に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項および業界団体の自主ルールにより公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

1. 当組合が取扱う個人情報の利用目的（法18 条1 項関係）

次のとおりです（後記3 以下も併せてご覧ください）。**なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。**

（※別紙「個人情報に係る利用目的の公表等について」による。）

2. 当組合が取扱う保有個人データに関する事項（法24 条1 項関係）

次のとおりです。

(1) 当該個人情報取扱事業者（当組合）の名称 新岩手農業協同組合

(2) すべての保有個人データの利用目的

（※別紙「当組合が取扱う保有個人データに関する事項」による。）

(3) 開示等の求めに応じる手続

(i) 開示等の求めのお申出先

当組合の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、お取引内容等に関するご照会は、最寄の各支所・本所のお取引窓口にお尋ね下さい。

ご請求受付窓口	住所	電話番号	ファックス番号
本 所	岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字 向新田 7-76	019-699-3311	019-699-3300
滝沢中央支所	岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字 向新田 7-76	019-684-2211	019-687-2466
滝沢山麓支所	岩手県岩手郡滝沢村滝沢字 砂込 445-2	019-688-4026	019-688-8041
滝沢村役場出張所	岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字 中鶴飼 55	019-687-2662	019-687-2693
雫石中央支所	岩手県岩手郡雫石町高前田 152	019-692-0111	019-692-1216

雫石町役場出張所	岩手県岩手郡雫石町千刈田 5-1	019-692-5137	019-692-5137
西根中央支所	岩手県八幡平市大更 25-56-1	0195-76-2311	0195-75-1877
西根北支所	岩手県八幡平市平館 9-259	0195-74-3511	0195-74-4295
松尾中央支所	岩手県八幡平市野駄 19-84	0195-74-3211	0195-74-4343
安代中央支所	岩手県八幡平市叭田 70-2	0195-72-3111	0195-72-3514
田山支所	岩手県八幡平市石名坂下夕 16-1	0195-73-2011	0195-73-3001
玉山中央支所	岩手県盛岡市玉山区渋民字 鶴飼 1-1	019-683-2211	019-683-2320
好摩支所	岩手県盛岡市玉山区好摩字 夏間木 3-9	019-682-0012	019-682-0029
岩手中央支所	岩手県岩手郡岩手町五日市 12-60-2	0195-62-2161	0195-62-4417
葛巻中央支所	岩手県岩手郡葛巻町葛巻 9-35-7	0195-66-2444	0195-66-2692
久慈中央支所	岩手県久慈市中央 1-57	0194-52-1311	0194-53-3185
種市支所	岩手県九戸郡洋野町種市 23-27-87	0194-65-2006	0194-65-3473
大野支所	岩手県九戸郡洋野町大野 8-18-1	0194-77-2161	0194-77-4003
山形支所	岩手県久慈市山形町 川井 8-30	0194-72-2311	0194-72-2975
野田支所	岩手県九戸郡野田村大字 野田 20-10	0194-78-2151	0194-78-2154
普代支所	岩手県下閉伊郡普代村 13-94-1	0194-35-2231	0194-35-2554
二戸中央支所	岩手県二戸市石切所字 荷渡 22-7	0195-23-4351	0195-23-5805
九戸支所	岩手県九戸郡九戸村大字 伊保内字南田 7-25-1	0195-42-3111	0195-42-3344

軽米支所	岩手県九戸郡軽米町大字 軽米 8-56-5	0195-46-2911	0195-46-3102
奥中山中央支所	岩手県二戸郡一戸町中山字 大塚 82-2	0195-35-2211	0195-35-2035
浄法寺支所	岩手県二戸市浄法寺町 下前田 47-5	0195-38-2321	0195-38-4141
一戸支所	岩手県二戸郡一戸町西法寺 字諏訪野 2-5	0195-33-3111	0195-32-2182
宮古中央支所	岩手県宮古市宮町 1-3-5	0193-64-1800	0193-63-4377
山田支所	岩手県下閉伊郡山田町 川向町 7-23	0193-82-4355	0193-82-6672
川井支所	岩手県宮古市川井 2-170-6	0193-76-2211	0193-76-2164
岩泉支所	岩手県下閉伊郡岩泉町 岩泉字天間 17-1	0194-22-2311	0194-22-2716
田野畑支所	岩手県下閉伊郡田野畑村 菅窪 33-4	0194-34-2011	0194-34-2363
南部営農経済センター	岩手県岩手郡雫石町高前田 152	019-692-3380	019-692-1106
西部営農経済センター	岩手県八幡平市田頭 39-72-2	0195-75-1111	0195-75-2127
東部営農経済センター	岩手県岩手郡岩手町五日市 12-60-2	0195-61-2511	0195-61-2515
久慈営農経済センター	岩手県久慈市中央 1-57	0194-52-1318	0194-52-3659
北部営農経済センター	岩手県二戸市石切所字荷渡 22-7	0195-23-4355	0195-23-5805
奥中山営農経済センター	岩手県二戸郡一戸町中山字 大塚 82-2	0195-35-3351	0195-35-2035
宮古営農経済センター	岩手県宮古大字花輪 10-5-1	0193-69-3220	0193-69-3223
南部共済推進センター	岩手県岩手郡雫石町高前田 152	019-691-1360	019-691-1362
西部共済推進センター	岩手県八幡平市野田 19-84	0195-74-3480	0195-74-4343

東部共済推進センター	岩手県岩手郡岩手町五日市 12-60-2	0195-61-3061	0195-61-3063
久慈共済推進センター	岩手県久慈市中央 1-57	0194-52-1311	0194-53-3185
北部共済推進センター	岩手県二戸市石切所字荷渡 22-7	0195-23-4516	0195-23-5805
奥中山共済推進センター	岩手県二戸郡一戸町中山字 大塚 82-2	0195-35-2211	0195-35-2035
宮古共済推進センター	岩手県宮古市宮町 1-3-5	0193-64-1800	0193-63-4377
南部生活福祉センター	岩手県岩手郡雫石町町裏 75-1	019-692-3379	019-692-0117
西部生活福祉センター	岩手県岩手郡八幡平市田頭 39-72-2	0195-75-0771	0195-75-0608
東部生活福祉センター	岩手県岩手郡岩手町五日市 12-60-2	0195-62-2612	0195-62-2164

(ii) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式
 ご本人または代理人からの開示等のご請求については、上記の受付窓口において、別紙の請求書様式をご提出いただくことを原則とし、やむを得ない事情がある場合には、同書面により郵送での提出を行うことができます。

(iii) 開示等の求めをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法
 (ご本人の確認)

①ご来店によるご請求の場合

運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、年金手帳、印鑑証明（交付日より3ヶ月以内のもの）と実印、外国人登録証明書のうち、いずれかの書類等のご提示をお願いいたします。

②郵送又はFAXの場合

郵送の場合には、運転免許証又はパスポートの写しの他に、住民票又は請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）を同封願います。

ファックスによる場合には、運転免許証又はパスポートの写しと請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）の写しを送付願います。

(代理人資格の確認)

代理人による請求の受付は、ご来店によるものとし、この場合にはご本人および代理人の双方につき、上記のご本人の確認方法により確認を行います。

また、代理人資格の確認については、以下の証明書に基づきこれを行います。

①法定代理人の場合

請求者ご本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの

②任意代理人の場合

ご本人の印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）付きの請求書および委任状

(iv) 利用目的の通知または開示を求める際の手数料の額および徴収方法

1件当たり500円の事務手数料を、開示等のご請求時に、現金または貯金振替により一括徴収させていただきます。

ただし、当方の過失により開示した個人データに誤りがあった場合には、收受した手数料を返還いたします。

(4) 保有個人データの取扱いに関し当組合が設置する苦情のお申出先窓口

お申出窓口	住所	電話番号	Fax 番号
本 所	岩手県岩手郡滝沢村鶴飼 字向新田7-76	019-699-3311	019-699-3300

3. 個人情報情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

(1) 当組合は、個人情報情報機関およびその加盟会員（当組合を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第23条第1項に基づくお客様の同意をいただいております。

① 当組合が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当組合がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第14条等により返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。

② 下記の個人情報（その履歴を含む。）が当組合が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 当組合は、当組合が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり個人情報保護法第23条第4項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行（平成17年4月1日）後の契約については、前記（1）に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。

① 共同利用される個人データの項目

官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）

② 共同利用者の範囲

全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会

(注) 全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

ア. 全国銀行協会の正会員

イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

ウ. 政府関係金融機関またはこれに準じるもの

エ. 信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づいて設立された信用保証協会

オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を

受けたもの

③ 利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称

全国銀行協会

(3) 上記のほか、上記の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(4) 上記の個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当組合ではできません。）。

① 当組合が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

Tel 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

② 同機関と提携する個人信用情報機関

(株) 日本信用情報機関

<http://www.jicc.co.jp>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

Tel 0120-441-481

主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関

(株) シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15 階

Tel 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を含む企業を会員とする個人信用情報機関

4. 共同利用に関する事項（法23 条4 項3 号関係）

法23 条4 項3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

ます。

この規定に基づき、当組合が共同して利用する場合には次のとおりです。

(1) 全国共済農業協同組合連合会との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産その他の基本情報
- ・共済契約内容、契約関係者氏名、告知内容、事故報告その他の共済契約関連情報
- ・決済口座、掛金払込、共済金等支払の取引内容その他の取引関連情報
- ・その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報

② 共同利用する者の範囲

当組合及び全国共済農業協同組合連合会

③ 共同利用する者の利用目的

- ・共済契約引受の判断
- ・共済契約の継続・維持管理
- ・共済金等の支払
- ・約款等に定める契約の履行その他契約者サービス
- ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究等
- ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供
- ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

④ 個人データの管理について責任を有する者

当組合

(2) 土地改良区等との間の共同利用

① 共同利用するデータの項目

- ・農地の地番、地目、地質、作目、地権者の権利関係
- ・農家世帯主名、住所・電話番号
- ・作付計画その他規模拡大等農業経営に関する意向

② 共同利用する者の範囲

当組合、盛岡市・八幡平市・滝沢村・雫石町・岩手町・葛巻町、久慈市・洋野町・山形町・野田村・普代村・二戸市・九戸村・軽米町・一戸町・宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村・土地改良区、農業共済組合および農業委員会、岩手県農政事務所

③ 共同利用する者の利用目的

- ・地域の農業ビジョンの策定
- ・農作業受委託事務
- ・農地の集団化、作業計画等の調整
- ・権利移動の調整

・適地・適作の促進等の支援

- ④ 個人データの管理について責任を有する者
当組合

(3) 岩手県農業信用基金協会等との共同利用

① 共同利用するデータの項目

- ・氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の属性に関する情報
- ・契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
- ・支払開始後の利用残高、月々の支払状況等取引の現状および履歴に関する情報（代位弁済後の求償権、裁判・調停等により確定した権利、完済等により消滅した権利およびこれらの権利に付随した一切の権利等に関する情報を含む。）
- ・支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するための資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績および下記②に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報
- ・取引上必要な、本人・資格の確認の提示等を受けた運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報（センシティブ情報を除く。）

② 共同して利用する者の範囲

当組合、岩手県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金および社団法人全国農協保証センター

③ 共同利用する者の利用目的

- ・借入契約および債務保証委託契約に関連する全ての与信判断ならびに与信後の管理
- ・代弁弁済後の求償権の管理
- ・裁判・調停等により確定した権利の管理
- ・完済等により消滅した権利の管理
- ・上記権利に付随した一切の権利等に関する管理

- ④ 個人データの管理について責任を有する者
当組合

(4) 手形交換所等との共同利用

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引銀行等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控え

る等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客様および当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、手形交換所等に提供され、参加金融機関等で下記①に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

① 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

- ・当該振出人の氏名（法人については名称・代表者名・代表者肩書）
- ・当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- ・住所（法人については所在地）（郵便番号を含みます。）
- ・当座取引開設の依頼者の氏名（法人については名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）
- ・生年月日
- ・職業
- ・資本金（法人の場合に限ります。）
- ・当該手形・小切手の種類および額面金額
- ・不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別
- ・交換日（呈示日）
- ・支払金融機関（部・支所名を含みます。）
- ・振出金融機関（部・支所名を含みます。）
- ・不渡事由
- ・取引停止処分を受けた年月日
- ・不渡となった手形・小切手の支払金融機関（店舗）が参加している手形交換所および当該手形交換所が属する銀行協会

（注）不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払金融機関に届けられている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

② 共同して利用する者の範囲

各地形交換所、各地手形交換所の参加金融機関、全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人情報信用情報センターおよび全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会（各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。）

（注）共同利用者の範囲の詳細につきましては、全国銀行協会のホームページ

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/koukan/index0600.html> をご覧下さい。

- ③ 共同利用する者の利用目的
手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断
- ④ 個人データの管理について責任を有する者
不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会

5. 備考

当組合が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。